岐阜地方法務局からのお知らせ

は・住所変更 はお済みですか

不動産の相続登記が義務化されました

- ・「所有者不明土地(※)」の解消に向けて、相続登記が義務化されました。 ※相続登記や住所変更登記の未了等により登記簿を見ても現在の所有者が分からない土地の面積は、九州の面積よりも広いと言われています。
- ・相続(遺贈を含む)によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から3年 以内に相続登記をする必要があります(過去の相続も義務化の対象)。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- ・不動産の価額が100万円以下の土地であるときは、令和9年3月末日まで 詳しくはこちら ■ 登録免許税が課されません。



住所・氏名の変更登記が義務化されます!

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や氏名・ 名称の変更登記が義務化されます(過去の変更も義務化の対象)。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。
- ・個人も法人も、変更の日から2年以内に登記をする必要があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心!

かんたん・無料の手続をしていただければ、その後は法 務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

☎ 0577-32-0915



不動産登記推進 イメージキャラクタ-「トウキツネ」



詳しくはこちら

お問合せは、岐阜地方法務局へ

(制度により、管轄・担当が異なります)

高

☎ 058-245-3181 本 局 **☎** 0575-67-1411 局 八 支 **☎** 0584−78−3347 局 大 垣 美濃加茂支局 **2** 0574-25-2400 治見支局 **☎** 0572-22-1002 津川支局 **☎** 0573-66-1554

岐阜県司法書士会

総合相談センター(無料)

書士への相談・依頼をご検討ください。



※ 具体的な手続案内については予約制です。

法務局では登記手続の案内を行っていますが、相続登記

の申請は取り寄せる書類や作成する書類が多く、時間が

掛かる手続です。ご自身での手続が難しい場合は、司法

【相続登記について】